平成２８年（フ）第３２７７号
東京都町田市南大谷1324―８　アップルハウス町田８　Ｃ―102
債務者　高橋　公二
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２７８号
東京都町田市高ヶ坂１丁目７―38　タカイチタウンハウスＢ号
債務者　堆　　幸子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２７９号
東京都町田市能ヶ谷２丁目19―31
債務者　小畑友香理
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２８７号
東京都江戸川区平井３丁目30―２―902
債務者　堤　　加奈
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２９０号
東京都調布市菊野台１丁目10―８　中島方２階
債務者　伊藤麻衣子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２９１号
東京都江戸川区東小岩５丁目11―７―103
債務者　吉成　宏幸
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２９２号
東京都葛飾区東水元１丁目17―16
債務者　佐藤　美樹
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２９３号
東京都大田区田園調布本町24―12　ビバリーハウスＢ棟201
債務者　井上　敬子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２９６号
東京都板橋区徳丸２丁目18―４―102
債務者　千葉枝里子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２９７号
東京都青梅市友田町５丁目516―９
債務者　有馬　健二
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２９８号
千葉県千葉市花見川区畑町883―103
債務者　出口佐知子（旧姓有馬・西澤）
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３０３号
東京都杉並区西荻北４丁目17―５―105
債務者　高橋二三男
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３０５号
東京都板橋区大山金井町26―５―201
債務者　石原　　茜
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３１２号
東京都昭島市松原町２丁目13―17―315
債務者　紀伊　美央
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３１８号
東京都北区志茂３丁目９―15
債務者　荒井　俊太
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３３０号
東京都中野区本町２丁目24―６―206
債務者　門山　太郎
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部